

議案第 6 号

大津市廃棄物の処理及び再利用
の促進並びに環境の美化に関する
条例の一部を改正する条例の制定
について

令和7年3月14日
環境部廃棄物減量推進課

平成25年9月 ごみ減量実施プランの策定



ごみ処理施設の老朽化、環境負荷の低減、財政負担の抑制を図るため、有効なごみ減量施策を緊急にとりまとめ、実施しました。

プランに掲げられた事業系廃棄物の減量対策の主なものは次のとおり。

(1) 事業系一般廃棄物処分手数料の改定

150円／10kg → 180円／10kg (平成26年4月施行)

(2) 大型ごみの1日の搬入点数を5点までに制限

(3) 事業系廃棄物減量等計画書の作成対象事業者の見直し

（見直し前）年間50t以上を搬入する者

→ (見直し後) 事業用大規模建築物 (1棟が1,000m²以上) の所有者又は管理者

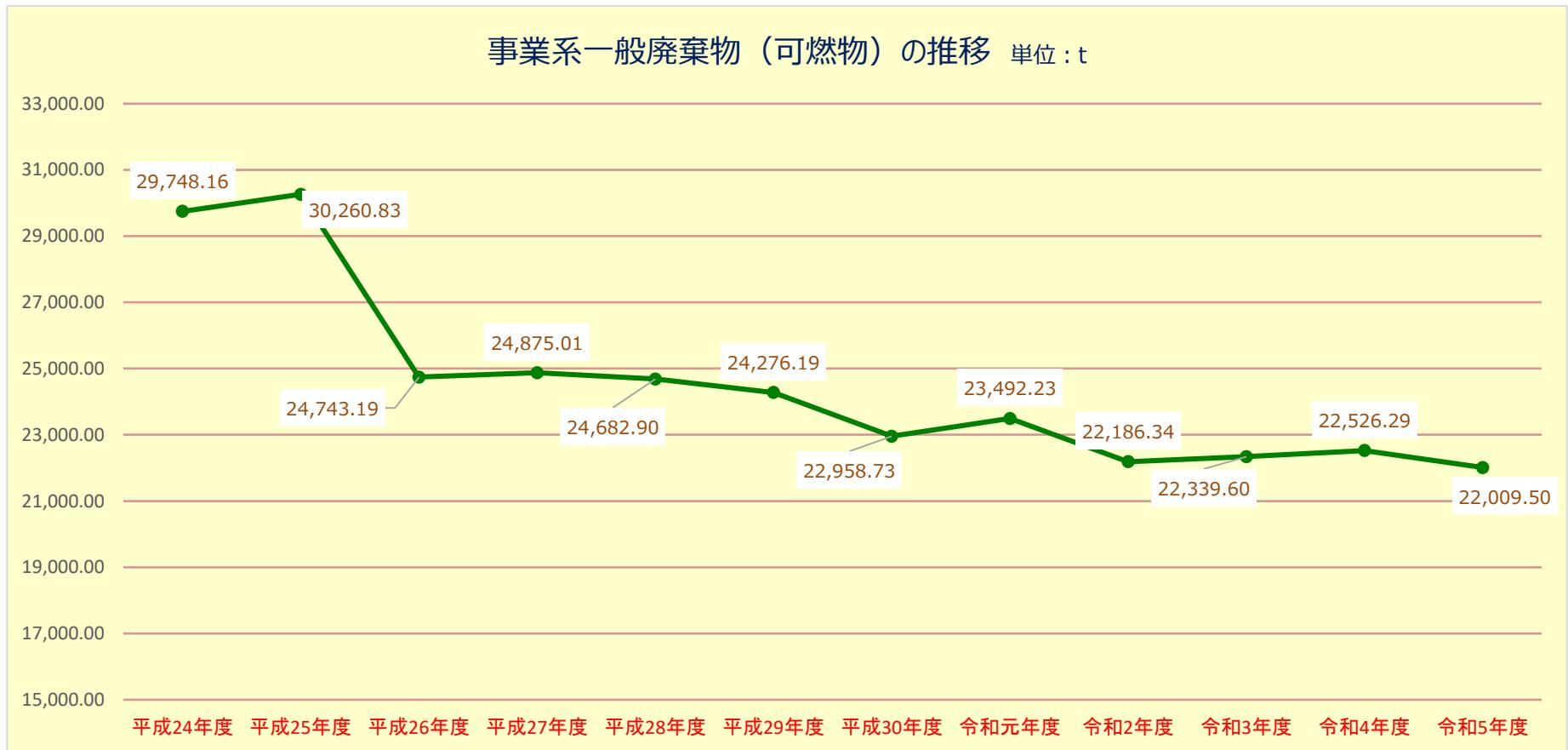
(4) 事業系一般廃棄物管理票の作成・交付

①1回あたりの搬入量が200kg以上の自己搬入者

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託する者

大津市		事業系一般廃棄物管理業(A 種)		(排出者用)	
作業年月日		年 月 日			
川出荷業者		事業系一般廃棄物管理業 (A 種)		許可登録可否者	
〒 住所	会社名				
事業者名	TEL. ()		内 容 別		年 月
排出場所住所	1 生 ご み				処理実績受入印
排出場所名称 (2~4名)	2 木 く り ぎ				
	3 剥草・ 男足根				
	4 緑 く り ぎ				
	5 大 型 ご み				
	6 ()				
	7 ()				
初期作業者 (廃棄物管理業)	8 入 手		北陸クリーンセンター 福井県美作セントラル 大津クリーンセンター の他		印判(出仕事業者)
店舗・運搬業者	9 許 可 号 番		廃棄物番号		
仕事 事業者名	TEL. ()		廃棄物番号		
運搬業者	TEL. ()		廃棄物番号		

事業系廃棄物のごみ処理施設への搬入量の推移



- (1) 事業系一般廃棄物処分手数料の改定が最も高い効果をもたらしている近隣都市の料金との均衡…越境ごみの抑止力を発揮
- (2) 家庭廃棄物を装って多量の大型ごみを搬入する事業者への牽制力を発揮
- (3) 事業系廃棄物減量等計画書の作成義務のある事業者数が50者から500者（令和6年度730者）に増加
→減量化の取組みを働きかけ続ける必要がある
- (4) 事業系一般廃棄物管理票は、排出者自ら排出量を確認することを通して、減量意識が醸成されるとともに、市内由来物の明確化による越境ごみの防止において、効果が認められた
一方で、管理票の役割と課題、効果の持続化を見据えて検証を実施
①排出者には廃棄物処理に係るコスト意識と適正処理行動が定着化
②管理票の作成、交付、保管に係る負担が事業者内に顕在化
③管理票で記録する排出量は、施設が保有する搬入量データで捕捉可能
⇒事業系一般廃棄物管理票の必要性の低下

近隣都市との料金比較



(税抜 10kgあたり)

都市名	手数料額	備考
大津市	180円	平成26年4月から
京都市	150円	現行100円／10kgから令和7年4月に改定予定
草津市	210円	令和5年4月から (170円→210円)
栗東市	210円	平成24年10月から
守山市	210円	令和3年10月から
野洲市	230円	令和4年10月から
近江八幡市	300円	100kg／回以上の場合に限る、100kg未満の場合は250円
東近江市	200円	中部清掃組合管内
甲賀市	220円	甲賀広域行政組合管内 平成28年10月から
長浜市	190円	湖北広域行政事務センター管内
彦根市	220円	令和元年10月から
高島市	—	

事業系一般廃棄物管理票に関する規定の削除

削除する条文

（事業系一般廃棄物管理票）

第33条 事業系一般廃棄物を規則で定める量以上排出する事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する場合は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他規則で定める事項を記載した事業系一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して市の処理施設に搬入させる場合は、当該一般廃棄物収集運搬業者（以下「受託運搬業者」という。）に対し、管理票を交付しなければならない。

3 受託運搬業者は、その受託した事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際、前項の規定により交付を受けた管理票を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の事業者又は受託運搬業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

5 前各項に規定するもののほか、管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

第37条

（3） 第33条第3項の規定に違反し、管理票を提出せず、又は虚偽の管理票を提出して、事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入したとき。

施行時期

令和7年7月1日施行

条例改正後も続く、事業系一般廃棄物の適正化、減量促進の対策

- (1) 適切な時期における事業系一般廃棄物処分手数料の適正化
- (2) 大型ごみの1日の搬入点数を5点までに制限（継続）
- (3) 事業系廃棄物減量等計画書の作成・提出
事業用大規模建築物（1棟が1,000m²以上）の所有者または管理者
- (4) 事業系一般廃棄物管理票の廃止後の新たな対策
施設が保有する搬入量データの変化を事業者ごとに見える化
搬入量の増減を参考に、搬入物に対する検査の実施と、減量計画の作成・取組みの履行を促しながら、適切な指導に活用